

平成22年6月8日

各位

会社名 TLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢野 広一
(コード3777 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役財務統 HUANG LIAOZHAN
(TEL. 03-6275-2012)

(変更)「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、平成22年5月14日付にて、会計監査人の異動に関する適時開示を行いました。一部の内容につき変更事項が発生いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 変更内容

変更箇所は_____を付して表示しております。

【変更前】

7. 1の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見等
特段の意見はない旨の回答を得ております。

【変更後】

7. 1の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見等
当監査法人は、会社の第1四半期連結財務諸表等のレビューにおいて、取引内容の合理性について心証を得ることができない事象があり、その会計処理の方法についても会社と重要な点において見解が相違したことから、第1四半期連結財務諸表等につき、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を提出せざるを得ない状況と判断しました。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して、第1四半期連結財務諸表等に関する四半期レビューを実施したと考えており、「合理的かつ妥当な説明もなく、一方的な意見表明、指摘をするばかりで従って監査日程の順延を図った」事実はありません。

(2) 変更の経緯

当社は、平成 22 年 5 月 14 日付にて、清友監査法人による監査におきまして、その監査姿勢、監査方法など全般に亘って監査法人として、著しく公正を欠き、その職務、責任を果たすことが期待出来ないことから、会社法第 340 条第 1 項第 1 号の規定により、監査役全員の同意を以って、監査役会において清友監査法人の解任を決議し、当社は、清友監査法人に対して解任通知を行いました。同時に、清友監査法人より「解任はやむを得ないものと判断する。」旨の書面を受領し、同日付にて、「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」を開示いたしました。

また、当社は、平成 22 年 5 月 18 日付にて、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 3 の規定に基づき、監査公認会計士等の異動の決定に関する臨時報告書を提出いたしました。

その後、清友監査法人及び当社が当該解任に関する経緯を、関東財務局へ説明する過程において、清友監査法人より「臨時報告書の 2【報告内容】の(6)については、特段の意見がないわけではない。」という説明が行われました。当社といたしましては、臨時報告書提出時点(平成 22 年 5 月 18 日)においては、平成 22 年 5 月 14 日付にて、清友監査法人へ解任通知を行い、「解任はやむを得ないものと判断する。」旨の書面を受領したことから、清友監査法人は、臨時報告書の 2【報告内容】の(6)については、特段の意見がないものと判断いたしましたが、その後、清友監査法人が関東財務局へ行った当該コメントを汲み取り、平成 22 年 6 月 7 日付にて、清友監査法人より正式なコメントを受領いたしましたので、平成 22 年 6 月 8 日付訂正臨時報告書の提出及び適時開示の変更に至りました

しかしながら、(1) 変更内容に記載されております「～その会計処理の方法についても会社と重要な点において見解が相違したことから～」については、当社から清友監査法人に対して、会計処理の方法について修正指摘を受ければ修正する旨の回答は行ってきたことから、「～その会計処理の方法についても会社と重要な点において見解が相違したことから～」には当たらないものと判断しております。

以上